

自然環境保全条例に係る書類提出窓口

～令和2年3月31日まで

	指定時	普通地区			特別地区				普通地区・特別地区
	第3条第2項(縦覧案への意見)	第8条(普通地区の行為届)	第9条(指定前に着手した場合の行為届)	第11条(国等の行為通知)	第14条(特別地区の行為許可)	第16条(特別地区指定前に着手した場合の届出)	第18条(国等の特別地区での協議)	第20条(非常時の特別地区届出)	第27条(損失補償請求)
横須賀市、逗子市、三浦市 厚木市、座間市、愛川町 平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市 伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町 小田原市、中井町、大井町、松田町、山北町、真鶴町、湯河原町	各市町自然環境保全地域担当課	各市町自然環境保全地域担当課			—	—	—	—	各市町自然環境保全地域担当課
					—	—	—	—	
					—	—	—	—	
					—	—	—	—	
秦野市	秦野市環境共生課	秦野市環境共生課			—	—	—	—	秦野市環境共生課
南足柄市	南足柄市産業振興課	南足柄市産業振興課			—	—	—	—	南足柄市産業振興課
相模原市	相模原市津久井地域環境課	相模原市津久井地域環境課			相模原市津久井地域環境課				相模原市津久井地域環境課
自環保地域がない市町村	神奈川県自然環境保全課	—	—	—	—	—	—	—	—

自然環境保全条例に係る書類提出窓口

令和2年4月1日～

	指定時	普通地区			特別地区				普通地区・特別地区
	第3条第2項(縦覧案への意見)	第8条(普通地区の行為届)	第9条(指定前に着手した場合の行為届)	第11条(国等の行為通知)	第14条(特別地区の行為許可)	第16条(特別地区指定前に着手した場合の届出)	第18条(国等の特別地区での協議)	第20条(非常時の特別地区届出)	第27条(損失補償請求)
横須賀市、逗子市、三浦市	神奈川県各地域県政総合センター自然環境保全地域担当課	神奈川県各地域県政総合センター自然環境保全地域担当課			—	—	—	—	神奈川県各地域県政総合センター自然環境保全地域担当課
厚木市、座間市、愛川町					—	—	—	—	
平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町					—	—	—	—	
小田原市、中井町、大井町、松田町、山北町、真鶴町、湯河原町					—	—	—	—	
秦野市	神奈川県自然環境保全課	秦野市環境共生課			—	—	—	—	秦野市環境共生課
南足柄市		南足柄市産業振興課			—	—	—	—	南足柄市産業振興課
相模原市	相模原市津久井地域環境課	相模原市津久井地域環境課			相模原市津久井地域環境課				相模原市津久井地域環境課
自環境地域がない市町村	神奈川県自然環境保全課	—	—	—	—	—	—	—	—